

○小山市トライアル雇用奨励金交付要綱

平成22年3月31日

規程第22号

改正 平成23年7月1日規程第44号

平成26年6月3日規程第29号

(目的)

第1条 この要綱は、国が行う試行雇用奨励金制度（以下「国制度」という。）に基づく試行雇用（以下「トライアル雇用」という。）をした事業主に対し小山市トライアル雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、市内の労働者の雇用の安定及び促進を図ることを目的とする。

(奨励金の交付)

第2条 市は、次条に規定する労働者（以下「対象労働者」という。）を新たにトライアル雇用をした奨励金の交付対象となる事業主（以下「対象事業主」という。）に対し、予算の範囲内で、この要綱に定めるところにより奨励金を交付する。

(対象労働者)

第3条 奨励金の対象労働者は、対象事業主がトライアル雇用をした本市に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国制度であるトライアル雇用奨励金の雇用対象労働者となる者
- (2) 国制度である障害者トライアル雇用奨励金（障害者短時間トライアル雇用奨励金を除く。）の雇用対象労働者となる者

(対象事業主)

第4条 対象事業主は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に事業所等を有し、市税の滞納がない事業主
- (2) 雇用保険適用事業所の事業主

(奨励金の交付額等)

第5条 奨励金の交付対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、対象労働者のトライアル雇用を開始した日から起算して3か月を経過する日までを限度とする。

2 奨励金の交付額は、対象労働者1人につき月額4万円を限度とする。

3 対象労働者が第1項に規定する対象期間内に自己の都合により離職等をした場合において、就業日数が1か月に満たないとき、又はトライアル雇用を開始した日から起算した1か月を単位とする月の中途において離職等をしたときは、当該1か月に満たない月又は当該月の中途において離職等をした月については、奨励金は交付しないものとする。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小山市トライアル雇用奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 国の発行するトライアル雇用奨励金支給決定通知書又は障害者トライアル雇用奨励金支給決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、前項第1号に掲げる書類の発行日の属する月の翌月の末日までに行わなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する奨励金の交付の可否の決定に当たり、申請者の同意の上で、市税の納付状況等についての調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により奨励金の交付の可否を決定したときは、小山市トライアル雇用奨励金交付決定通知書（様式第2号）又は小山市トライアル雇用奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者にその旨を通知するものとし、奨励金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対しては、速やかに奨励金を交付するものとする。

4 奨励金の交付は、交付決定者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたと認める者に対し、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日規程第44号)

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、同日以後にトライアル雇用を開始した事業主について適用し、同日前にトライアル雇用を開始した事業主については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年6月3日規程第29号)

この要綱は、公布の日から施行し、同日以後にトライアル雇用を開始した事業主について適用し、同日前にトライアル雇用を開始した事業主については、なお従前の例による。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

小山市長 様

(申請者兼請求者)

所 在

事業所名

代表者名

電 話

㊦

小山市トライアル雇用奨励金交付申請書兼請求書

小山市トライアル雇用奨励金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請し、請求します。

なお、申請に当たっては、市税の納付状況等、審査に必要な事項についての確認を受けることに同意します。

記

トライアル雇用を実施した事業所の所在地及び名称			
対象労働者	住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
	トライアル雇用開始日	年 月 日	
	トライアル雇用終了日	年 月 日	
奨励金交付申請額(請求額)	円		
振 込 先	金融機関名	銀行 農協 信用金庫	本店・支店 出張所 本所・支所
	預金種別	普通・当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義		

(添付書類)

- (1) 国の発行する試行雇用奨励金支給決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(注) 奨励金の交付は、申請の先着順に行います。申請数により奨励金の交付額が予算額を超えた場合は、交付できない場合がありますので御了承ください。

様式第2号(第7条関係)

小山市指令工第 号
年 月 日

事業所名
代表者名 様

小山市長 印

小山市トライアル雇用奨励金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました小山市トライアル雇用奨励金については、次のとおり交付することに決定しましたので、小山市トライアル雇用奨励金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付金額 円

2 奨励金の交付条件

偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けた場合、市長の請求に応じ当該奨励金の全部又は一部を返還すること。

様式第3号(第7条関係)

小山市指令工第 号
年 月 日

事業所名
代表者名 様

小山市長 印

小山市トライアル雇用奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました小山市トライアル雇用奨励金については、下記の理由により交付できませんので、小山市トライアル雇用奨励金交付要綱第7条の規定により通知します。

(理由) 記

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)